【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の８第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年２月10日
【会社名】	株式会社京都銀行
【英訳名】	The Bank of Kyoto, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　髙 﨑 秀 夫
【最高財務責任者の役職氏名】	―――――――
【本店の所在の場所】	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
【縦覧に供する場所】	株式会社京都銀行 大阪支店 (大阪市中央区淡路町３丁目６番３号) 株式会社京都銀行 東京支店 (東京都中央区八重洲２丁目３番14号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目８番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

１ 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取髙﨑秀夫は、当行の第109期第３四半期(自 平成23年10月１日 至 平成23年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

２ 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。